

日高の環境

(第2次日高市環境基本計画実施状況等報告書『資料編』)

令和4年度版



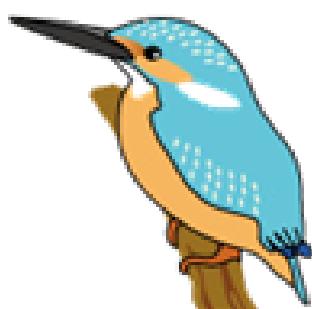
令和6年3月

日 高 市

ふれあい清流文化都市宣言

カワセミが飛ぶ清流のまち
さわやかな緑のまち
伝統ある文化の香り高いまち
人にやさしいふれあいに満ちたまち

日高市は、市民とともに人ととの
出会いを大切にし助け合いながら、
心に潤いと安らぎを与える
ふるさとづくりをめざし、
ここに「ふれあい清流文化都市」を
宣言します。



平成7年2月26日

目 次

ページ

I 市の概要

1 位置及び地勢	1
2 人口及び世帯数	2
3 土地利用状況	3

II 環境行政機構の概要

1 機構	4
2 事務分掌	4

III 公害対策

1 大気汚染	6
(1)環境基準	6
(2)炭化水素に係る指針	6
(3)降下ばいじん	9
(4)酸性雨	13
(5)光化学スモッグ	13
(6)微小粒子状物質 (PM2.5)	13
2 水質汚濁	16
3 騒音	21
4 振動	26
5 悪臭	28
6 地盤沈下	29
7 ダイオキシン	30
8 公害苦情	31

IV 廃棄物処理

1 ごみ処理	3 2
2 ごみの減量化	3 3
3 し尿処理	3 4

V 自然保護

1 緑の保全	3 5
2 自然観察会	3 8

VI あき地の環境保全

1 概要	3 9
2 雜草除去の状況	3 9

用語解説	4 0
------	-----

※ 本文中、述語の右肩に*印が付してある語は、用語解説に収録されています。

I 市の概要

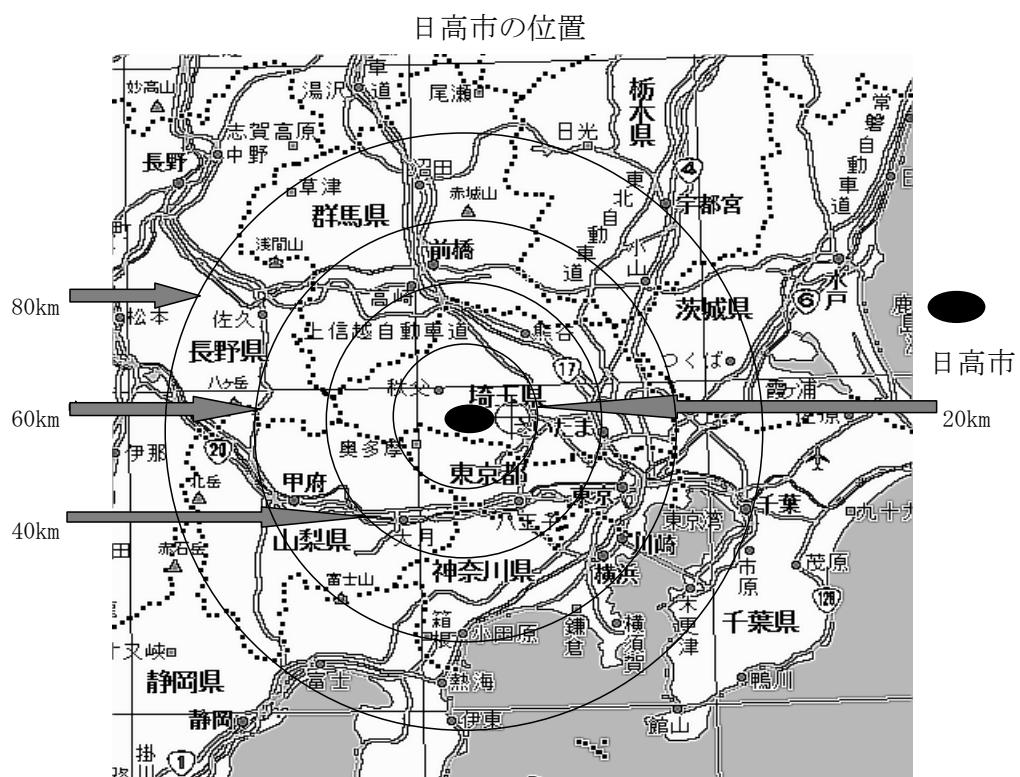
1 位置及び地勢

埼玉県南西部に位置する本市は、都心から約40km圏内にあり、川越市、狭山市、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市及び毛呂山町にそれぞれ接しています。

市域としては、東西11.1km、南北6km、面積は47.48km²で、中央部の標高が73m、東経139度20分、北緯35度54分に位置しています。

地勢としては、西部に日和田山を始めとする奥武蔵の山々を望み、東部は武蔵野台地が広がる関東平野が始まるまちです。また、正丸峠付近に源を発する清流高麗川は、日高市に入って東流し、途中で北東に流れを変え坂戸市を経て越辺川に合流しています。

交通は、一般国道407号、299号、主要地方道3路線、一般県道4路線が縦横に走り、更に首都圏中央連絡自動車道が東部地域を南北に縦断しています。また、鉄道は中央部にJR八高線、東部にJR川越線及び西部に西武池袋線が通り、都心まで1時間余りという便利さなどから「自然に恵まれた首都近郊都市」として発展してきました。



2 人口及び世帯数

図 I - 2 - 1 人口及び世帯数の推移

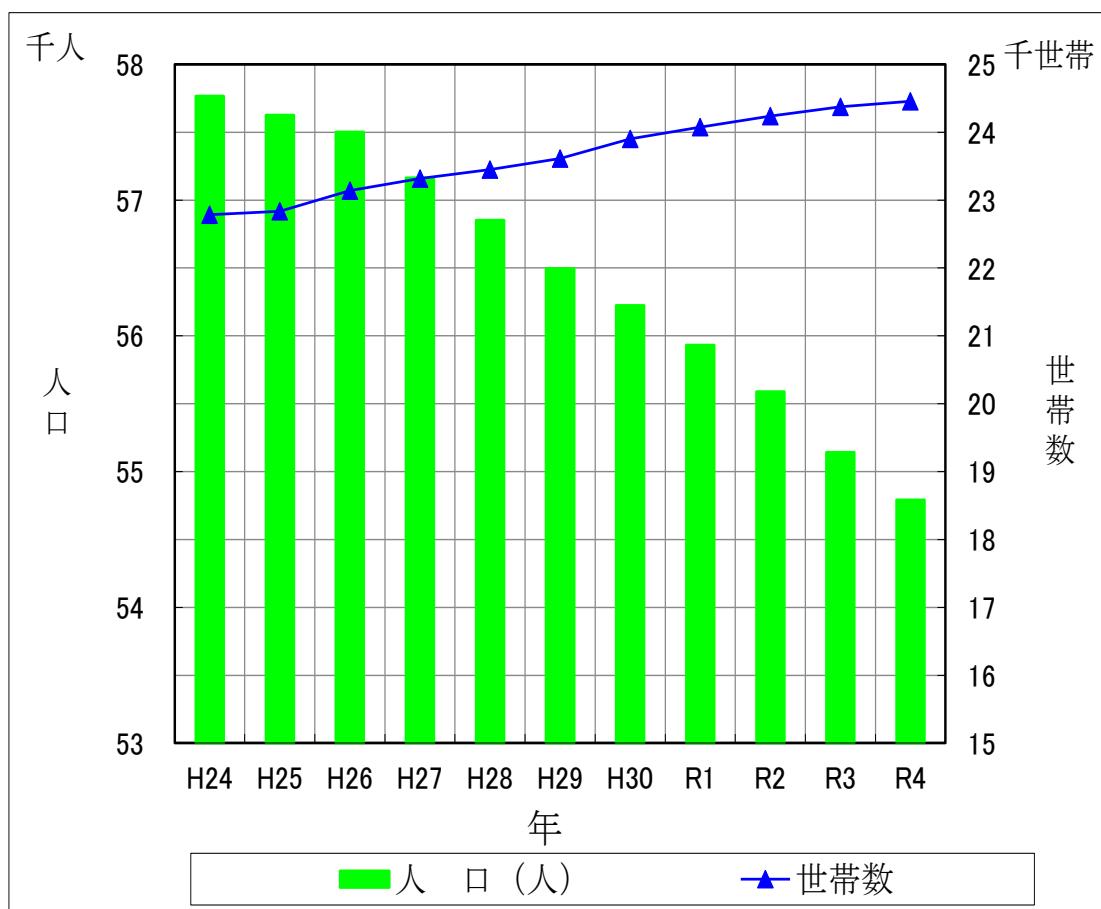


表 I - 2 - 1

年	世帯数	人口(人)		
		男	女	計
H24	22,787	28,856	28,910	57,766
H25	22,835	28,802	28,824	57,626
H26	23,140	28,746	28,756	57,502
H27	23,318	28,553	28,612	57,165
H28	23,448	28,361	28,491	56,852
H29	23,615	28,177	28,320	56,497
H30	23,903	28,050	28,174	56,224
R1	24,076	27,875	28,058	55,933
R2	24,236	27,666	27,924	55,590
R3	24,375	27,380	27,762	55,142
R4	24,458	27,222	27,569	54,791

各年4月1日現在

3 土地利用状況

都市計画用途地域指定別面積

表 I - 3 - 1

令和5年1月1日現在

用 途 区 分	面 積 (ha)	対総面積構成比(%)
用途地域指定面積	638.4	13.45
第一種低層住居専用地域	271.3	5.71
第二種低層住居専用地域	4.0	0.08
第一種中高層住居専用地域	88.1	1.86
第二種中高層住居専用地域	27.1	0.57
第一種住居地域	103.8	2.19
第二種住居地域	7.5	0.16
準住居地域	10.6	0.22
近隣商業地域	12.2	0.26
商業地域	5.7	0.12
準工業地域	15.3	0.32
工業地域	37.0	0.78
工業専用地域	55.8	1.18
市街化区域	639.5	13.47
市街化調整区域	4108.5	86.53
行 政 面 積	4748.0	100.00

※ 市街化区域内無指定地域 (1.1ha) を含む

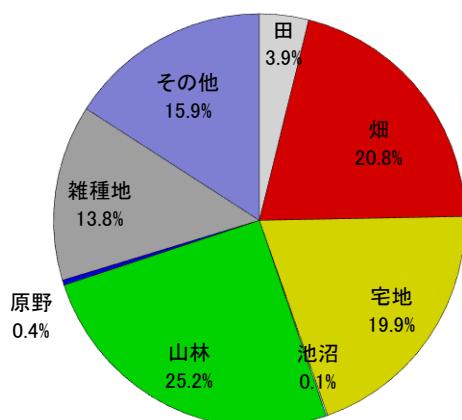
地目別土地面積

表 I - 3 - 2

(ha)

総数	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
4,748.0	183.3	989.5	945.3	5.9	1,195.5	19.0	653.9	755.6

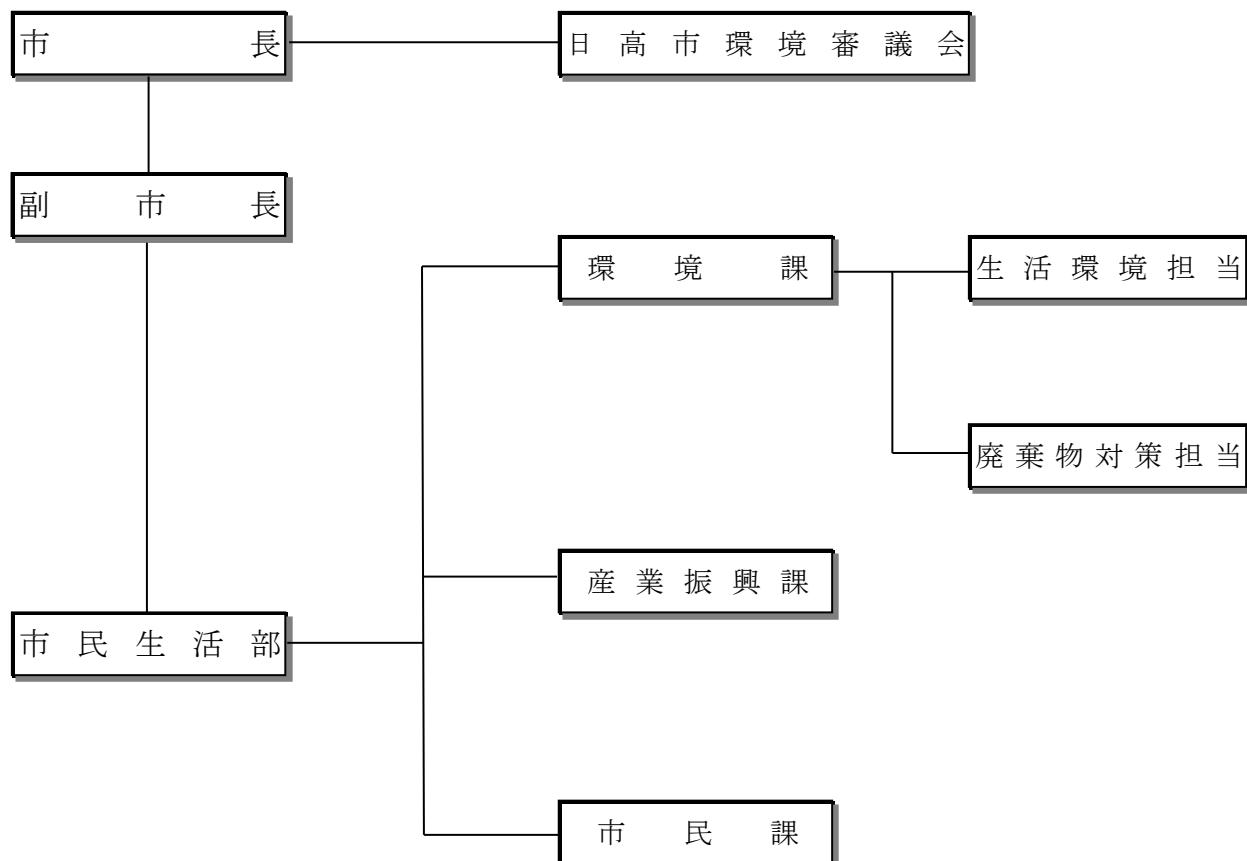
図 I - 3 - 1



II 環境行政機構の概要

1 機 構

令和5年4月1日現在



2 事務分掌

- | | |
|-----|---|
| 環境課 | (1) 環境保全対策に係る企画及び総合調整に関すること。
(2) 環境基本計画に関すること。
(3) 地球温暖化対策に関すること。
(4) 公害対策に関すること。
(5) 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)に基づく届出等に関すること。
(6) 生活環境の保全に関すること。
(7) あき地の環境保全に関すること。
(8) 狂犬病予防に関すること。
(9) 衛生害虫等の駆除に関すること。
(10) 墓地の経営許可等に関すること。
(11) ペット霊園の設置等に関すること。
(12) 旅館業に関すること。 |
|-----|---|

- (13) 広域飯能斎場組合に関すること。
- (14) 衛生団体との連絡調整に関すること。
- (15) 自然環境の保全に関すること。
- (16) ふるさとの森の保全に関すること。
- (17) 野生動植物の保護に関すること。
- (18) 緑の基金に関すること。
- (19) 太陽光発電設備の設置等に関すること。
- (20) 埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)に基づく届出等に関すること。
- (21) 有害鳥獣駆除の許可、鳥獣飼養の登録等に関すること。
- (22) 埋立て等の規制に関すること。
- (23) 公共用水域等の水質保全に関すること。
- (24) 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- (25) 凈化槽に関すること。
- (26) 農薬の安全使用に関すること。
- (27) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (28) 不法投棄防止に関すること。
- (29) 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- (30) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (31) 入間西部衛生組合に関すること。
- (32) ごみの減量化及び再資源化に関すること。
- (33) リサイクルの啓発に関すること。
- (34) 一般廃棄物の収集運搬・処理作業に関すること。
- (35) 一般廃棄物最終処分場に関すること。
- (36) 清掃センターに関すること。
- (37) その他ごみ処理に関すること。
- (38) 部の庶務に関すること。

環 境 審 議 会 …… 市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項並びに廃棄物の処理及び適正処理に関する事項について調査審議する。

III 公害対策

1 大気汚染

大気汚染とは、人間の生産活動・消費活動に伴って、工場・事業所または自動車などから大気中に排出される様々な物質により、大気が汚染されることをいいます。この大気の汚れがひどくなると人の健康が損なわれたり、動植物への被害が発生するなど広く環境への影響が懸念されます。

大気中の汚染物質には、物の燃焼に伴い発生する窒素酸化物*、硫黄酸化物*、浮遊粒子状物質*などの一次汚染物質*と、これらの物が原因となって発生するオキシダントなどの二次汚染物質*があります。本市においては県が常時監視測定局を高麗川南公民館に設置し、これらの物質の測定を行っています。

(1) 環境基準

大気の汚染に係る環境基準*は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、二酸化硫黄、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、ジクロロメタン*、ダイオキシン類について定められています。現行の環境基準は表III-1-1のとおりです。また、測定結果を環境基準と比較して評価する方法は表III-1-2のとおり定められています。

(2) 炭化水素に係る指針

炭化水素*は、窒素酸化物とともに光化学スモッグ発生の原因物質であることから「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」が表III-1-3のとおり示されています。

※高麗川南公民館の常時監視測定局における測定結果は表III-1-4、図III-1-1のとおりです。

表III-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄(SO ₂)	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	光化学オキシダント(Ox)	二酸化窒素(NO ₂)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法または紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	ろ過捕集による重量濃度測定方法、または、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法またはオゾンを用いる化学発光法
告示	昭和48年5月16日		昭和48年5月8日		昭和53年7月11日

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類	微小粒子状物質(PM2.5)
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法				ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
告示	平成9年2月4日	平成30年11月19日	平成9年2月4日	平成13年4月20日	平成11年12月27日	平成21年9月9日

備考

- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表III－1－2 環境基準による大気汚染の評価

長 期 的 評 價	<p>本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、通年にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。なお、現在の測定精度には限界があること等から、次の方法により長期的評価を実施する。</p> <p>1日平均での値〔短期的評価対象としない測定値は除く。〕について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連續した場合には、このような取扱は行わない。</p>
短 期 的 評 價	<p>二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続して、または随時に行つた測定結果により、測定を行った日、または時間についてその評価を行う。この場合、地域の汚染の実状、濃度レベルの時間的変動等に照らし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映してないと認められる場合には、評価対象としない。</p> <p>なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としない。</p>
98パーセント 値 評 價	<p>二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は達成されていないものと評価する。</p>

表III-1-3

光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	非メタン炭化水素
指 針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にあること。

※ ppmCとは、炭素原子数を基準にして表した濃度単位

(3) 降下ばいじん

大気中の浮遊粉じんのうち、比較的大きな粒子は自身の重さによって落下し、他のものは雨や雪に取り込まれて落下します。これらの落下した浮遊粉じんの総量を「降下ばいじん量」と言います。市ではその測定のため、デジットゲージを市内5ヶ所に設置し、降下ばいじん量の測定を行っています。

経年変化(年平均値)について、最近は急激な増加傾向は見られず、安定傾向となっています。

月別変化については、気象条件や測定場所の影響を受けやすいとされるため測定値の若干の増減がみられます。

※ 測定結果は、表III-1-5、表III-1-6及び図III-1-2のとおりです。



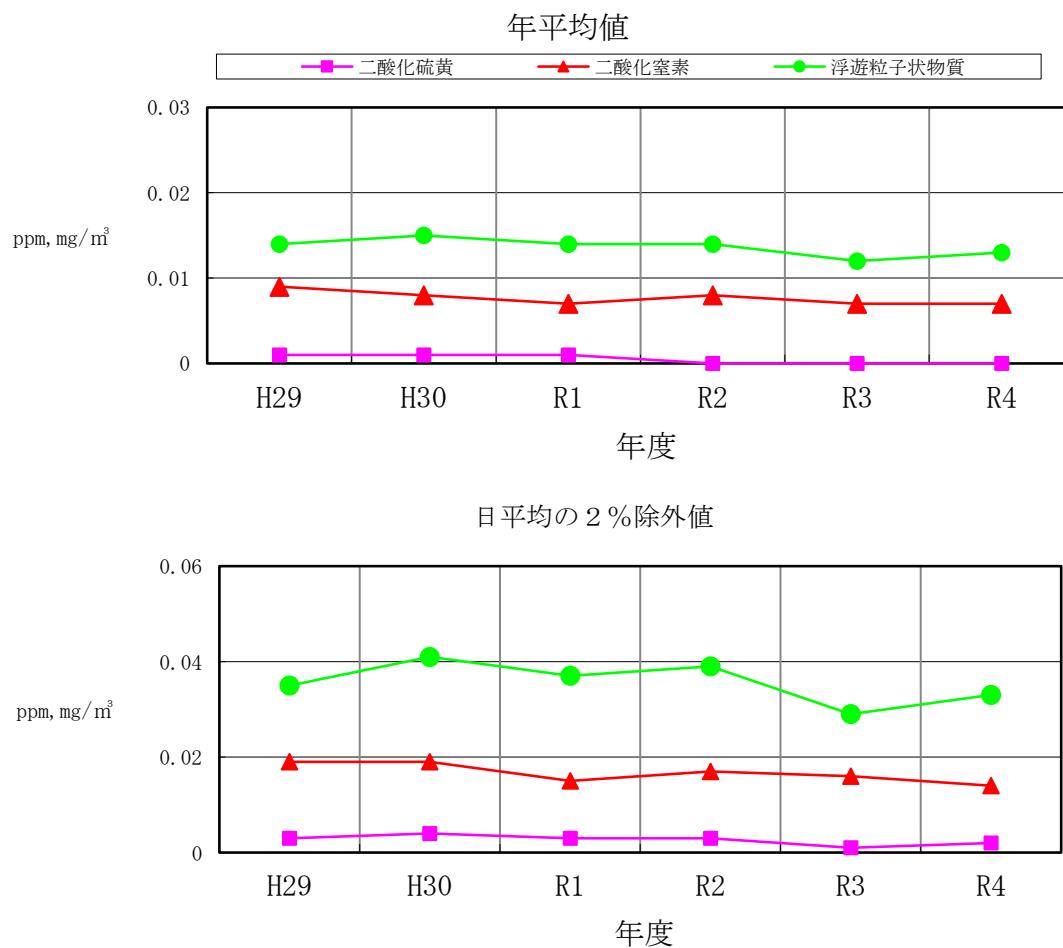
降下ばいじん測定機器

大気汚染常時監視局(高麗川南公民館)測定結果

表III-1-4

測定物質／年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
二酸化硫黄(ppm)	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	日平均値の2%除外値	0.003	0.004	0.003	0.003	0.001	0.002
二酸化窒素(ppm)	年平均値	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007
	日平均値の2%除外値	0.019	0.019	0.015	0.017	0.016	0.014
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	年平均値	0.014	0.015	0.014	0.014	0.012	0.013
	日平均値の2%除外値	0.035	0.041	0.037	0.039	0.029	0.033
光化学オキシダント (時間)	昼間の1時間値が 0.06ppmを越えた時間	543	549	486	395	460	442
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の時間	7	1	0	0	0	8
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	年平均値	10.6	11	9.9	10.0	8.4	9.0
	日平均値の年間 98%値	24.5	25.6	22.8	26.7	18.1	19.8

図III-1-1

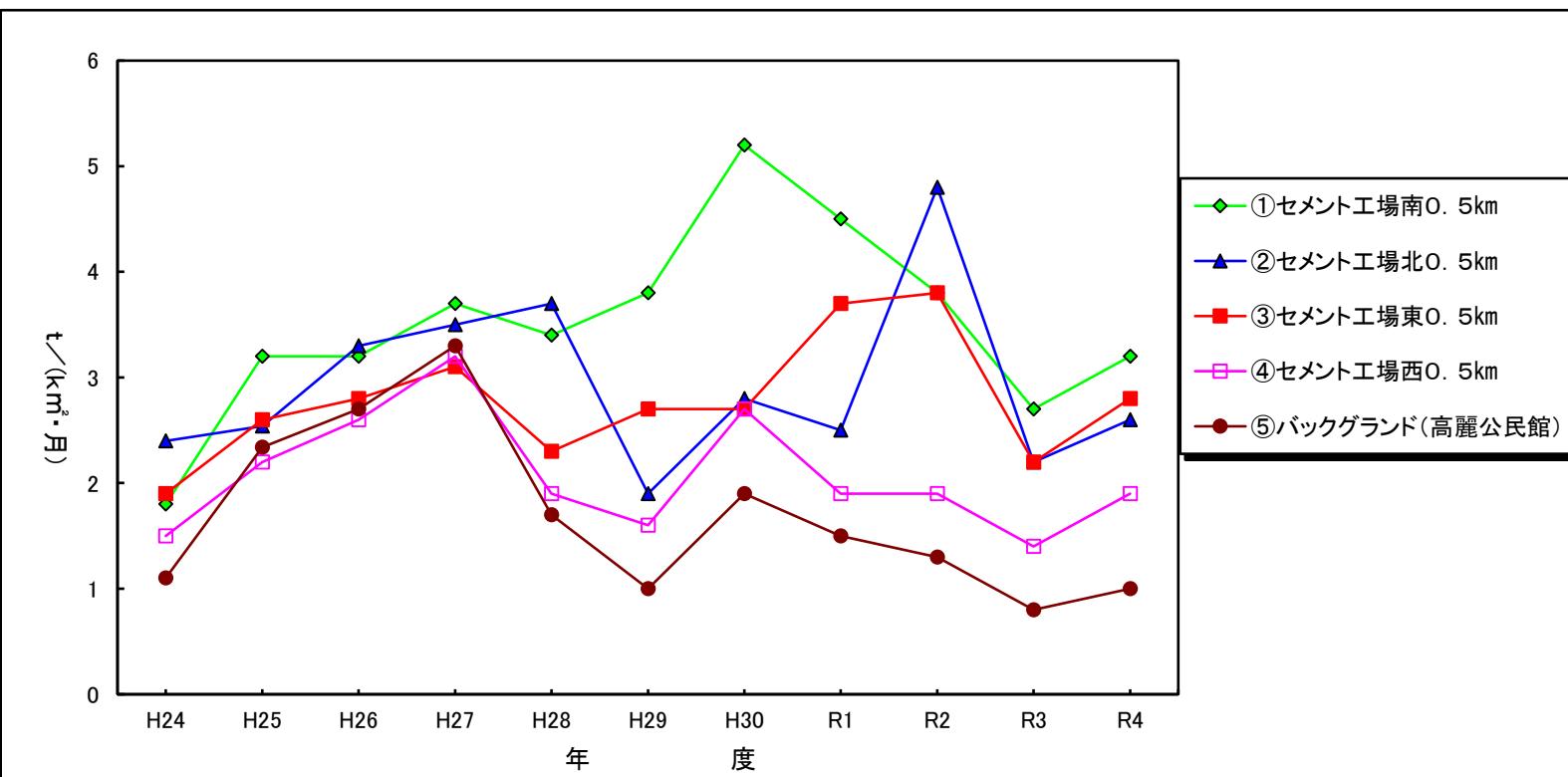


降下ばいじん経年変化(年平均値)

表III-1-5

測定地点／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①セメント工場南0.5km	1.8	3.2	3.2	3.7	3.4	3.8	5.2	4.5	3.8	2.7	3.2
②セメント工場北0.5km	2.4	2.5	3.3	3.5	3.7	1.9	2.8	2.5	4.8	2.2	2.6
③セメント工場東0.5km	1.9	2.6	2.8	3.1	2.3	2.7	2.7	3.7	3.8	2.2	2.8
④セメント工場西0.5km	1.5	2.2	2.6	3.2	1.9	1.6	2.7	1.9	1.9	1.4	1.9
⑤バックグランド(高麗公民館)	1.1	2.3	2.7	3.3	1.7	1.0	1.9	1.5	1.3	0.8	1.0

図III-1-2



令和3年度・令和4年度 降下ばいじん月別変化

上段：令和3年度

下段：令和4年度

表III-1-6

No.	測定点	t /km ² /月											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
1	セメント工場南0.5km (宅地)	3.5	2.5	3.2	2.2	2.6		2.1					
		4.1	3.5	2.6	3.3	2.9		2.6					
2	セメント工場北0.5km (畑)	2.9	3.2	2.7	1.8	1.1		1.4					
		2.5	3.0	2.5	4.3	2.0		1.3					
3	セメント工場東0.5km (畑)	2.4	3.3	1.7	2.1	2.0		1.8					
		3.0	2.8	2.1	1.9	4.7		2.0					
4	セメント工場西0.5km 日高市役所庁舎屋上	1.7	2.3	0.4	1.5	1.3		1.0					
		2.3	3.2	1.1	1.7	1.8		1.0					
5	バックグランド 高麗公民館屋上	1.2	1.0	0.3	1.0	1.0		0.5					
		1.3	1.7	0.6	1.1	0.8		0.7					

(4) 酸性雨

正常の状態の雨は、大気中の二酸化炭素がとけ込むことにより pH（水素イオン濃度指数）*は、5.6前後（弱酸性）を示すことから、このpHが5.6以下の雨を酸性雨といいます。酸性雨は、工場や自動車等から排出された二酸化硫黄や窒素酸化物が大気中で酸化され、雲や雨滴に取り込まれることにより発生すると考えられています。

(5) 光化学スモッグ

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線によって、光化学反応*を起こして作られるオキシダントのスモッグのことを言います。

オキシダントとは、オゾン*などの酸化性物質の総称で、夏期、日差しが強くて風の弱い日に発生しやすく、その影響は人間の目やノドに刺激を与えたり、植物の葉を枯らすなど広範囲にわたります。

光化学オキシダントは光化学スモッグの主要な指標となっており、埼玉県では常時測を行い、緊急時に備えて、埼玉県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、光化学スモッグ注意報等発令基準（表III-1-7）を定め、ばい煙*発生事業所に対し、使用燃料の削減を指導しています。本市においても「日高市大気汚染緊急時対策実施要領」を制定し、緊急時には、市民への情報の周知等（図III-1-3）によって被害の防止に努めています。

なお、詳細は表III-1-8のとおりです。

表III-1-7 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	区分	発令基準
①予報	※	③警報	0.20ppm
②注意報	0.12ppm	④重大緊急報	0.40ppm

※ 気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、注意報等のいずれかの一に掲げると状態が発生すると予測されるときに発令する。

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことです。（ヒトの髪の毛の太さの1/30程度です。1マイクロメートル=0.001ミリメートルです。）ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されています。市では、埼玉県が微小粒子状物質（PM2.5）の濃度の日平均値が70マイクログラム*（1立方メートルあたり）を超えると予測した場合、防災行政無線（広報塔）で市民への注意を呼びかけます。

表III-1-8

光化学スモッグ発令状況

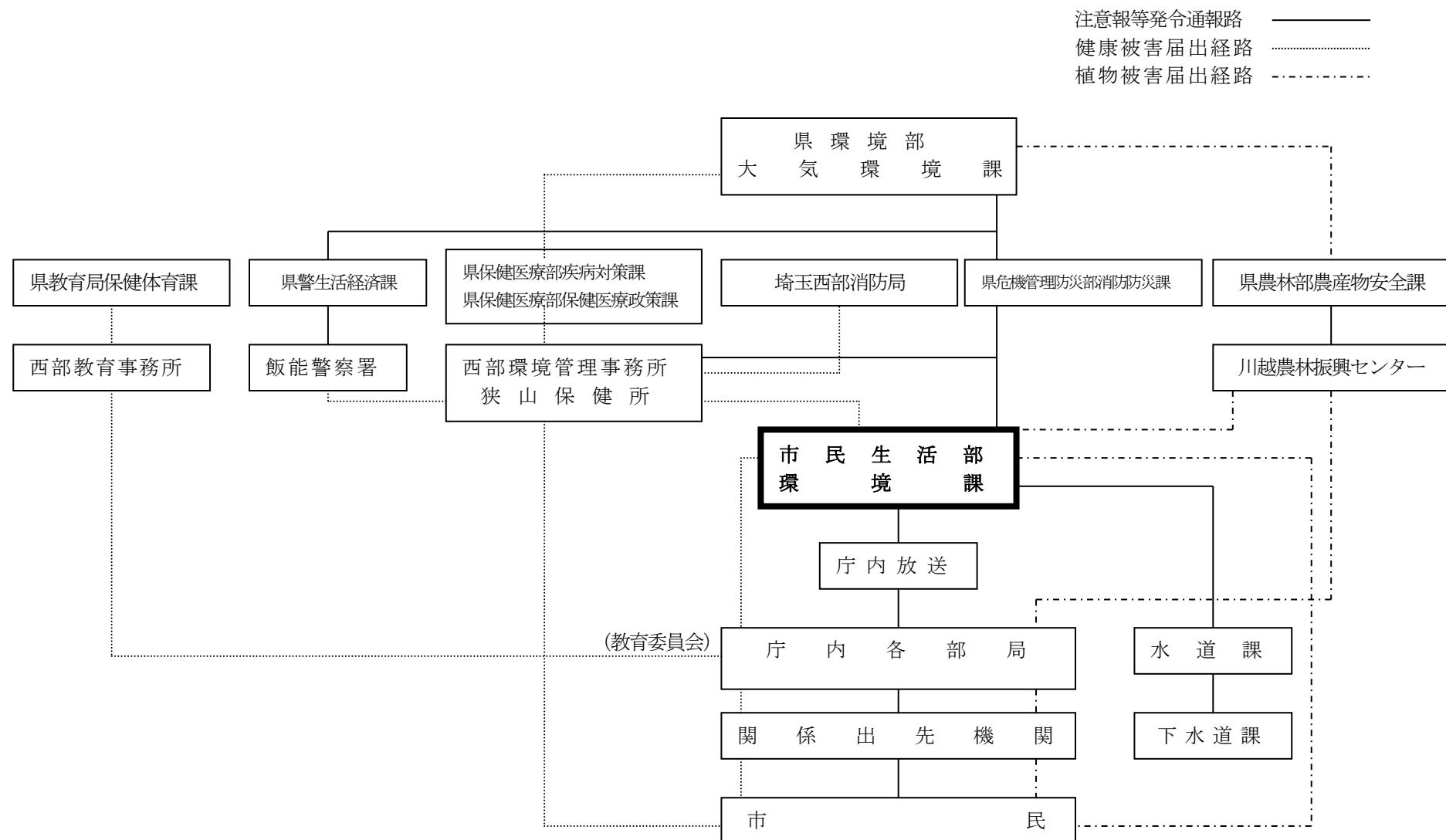
単位=発生回数

年度	月別区分	県南西部地区の月別発令状況							健康被害届出者数 (県南西部)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
H25	予報	0	0	0	5	6	0	11	0
	注意報	0	0	0	4	5	0	9	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
H26	予報	0	0	2	3	3	0	8	0
	注意報	0	0	2	6	3	0	11	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
H27	予報	0	0	0	5	4	0	9	0
	注意報	0	1	0	6	2	0	9	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
H28	予報	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	1	0	0	1	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
H29	予報	0	2	1	3	0	0	6	0
	注意報	0	0	2	3	0	0	5	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
H30	予報	0	0	1	2	1	0	4	0
	注意報	1	0	0	0	1	0	2	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
R1	予報	0	3	0	0	6	0	9	0
	注意報	0	3	0	0	2	0	5	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
R2	予報	0	0	0	0	2	0	2	0
	注意報	0	0	0	0	3	0	3	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
R3	予報	0	0	1	0	2	0	3	0
	注意報	0	0	0	0	3	0	3	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	
R4	予報	0	0	3	3	3	0	9	0
	注意報	0	0	3	1	1	0	5	
	警報	0	0	0	0	0	0	0	



大気汚染常時監視測定期(高麗川南公民館)

光化学スモッグ注意報等の通報連絡図



2 水質汚濁

河川水質汚濁の現況

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目（健康項目）」及び「生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）」について定められています。（表III－2－1、表III－2－2）

「人の健康の保護に関する環境基準」はすべての公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。一方、「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域について利水目的に応じた水域類型が指定され、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されています。

なお、本市の河川は、高麗川、小畔川の水系に大別され、県の環境基準の類型が指定されています。

市では、公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、生活環境項目6項目のほか、C O D及びふん便性大腸菌群数について測定を行っています。

調査地点及び調査時期は、高麗川水系4か所、小畔川水系6か所を増水期及び渴水期の年2回調査を行っていましたが、平成30年度まで継続して数値が安定していることから、3年に一度の調査とし、令和元年度及び令和2年度、令和4年度は調査を見送りました。

今後も引き続き、定期的に調査を行うとともに、浄化槽の普及促進や清流保全意識の高揚を図り、河川の保全に務めてまいります。

河川BODの経年変化については、表III－2－3・III－2－4のとおりです。

表III-2-1

人の健康の保護に関する環境基準[水質汚濁に係る環境基準]

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基 準 値	0.003mg/ℓ 以下	検出されな いこと。	0.01mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ 以下

項目	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン
基 準 値	検出されな いこと。	検出されな いこと。	0.02mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

項目	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン
基 準 値	0.04mg/ℓ 以下	1.0mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下

項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
基 準 値	0.006mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下

項目	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン
基 準 値	0.8mg/ℓ 以下	1.0mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表III-2-2

生活環境の保全に関する環境基準・河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	全公共用 水域のうち、 水域 類型ごと に指定す る水域
C	水産3級、工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと のこと	2mg/L 以上	—	

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産2級及び
水産3級の水産生物用
 水産 2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3
級の水産生物用
 水産 3級 :コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 :特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生
じない限度

河川BOD経年変化（増水期・7月）

表III-2-3

(単位:mg/L)

測定地点／年度	H27	H28	H29	H30	R3
高麗川（諏訪橋上流）	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.9
高麗川（平谷川合流点下流）	<0.5	0.6	0.5	0.7	0.8
高麗川（高麗川橋下流）	<0.5	0.6	0.5	0.5	1.9
宿谷川（鳥ヶ谷戸橋下流）	<0.5	0.9	0.6	0.5	0.7
小畔川（小畔川橋上流）	0.6	1.0	<0.5	0.5	1.0
小畔川（境橋上流）	1.3	4.0	8.2	0.7	0.7
小畔川（中田橋下流）	0.9	1.6	1.2	0.7	2.2
下小畔川（上之條公会堂下流100m）	0.8	1.3	1.4	0.8	1.1
第二小畔川（落合橋上流「市道」）	0.6	1.2	0.5	0.6	1.3
南小畔川（神流橋上流）	0.7	1.2	0.7	0.8	1.4

※ 平成23年度から調査地点を小畔川（白幡神社上流）から小畔川（小畔川橋上流）に、四反田堀（小畔川合流点上流）から小畔川（境橋上流）に変更した。

河川BOD経年変化（渴水期・1月）

表III-2-4

(単位:mg/L)

測定地点／年度	H27	H28	H29	H30	R3
高麗川（諏訪橋上流）	<0.5	<0.5	<0.5	1.3	1.3
高麗川（平谷川合流点下流）	1.1	<0.5	0.5	1.4	1.1
高麗川（高麗川橋下流）	0.5	<0.5	<0.5	0.8	1.2
宿谷川（鳥ヶ谷戸橋下流）	0.5	0.5	<0.5	<0.5	1.2
小畔川（小畔川橋上流）	0.5	<0.5	<0.5	0.9	1.6
小畔川（境橋上流）	2.8	8.7	4.8	9.6	2.3
小畔川（中田橋下流）	2.0	2.8	1.4	7.2	2.2
下小畔川（上之條公会堂下流100m）	0.6	1.1	0.6	2.5	1.9
第二小畔川（落合橋上流「市道」）	1.5	1.3	1.5	1.4	2.2
南小畔川（神流橋上流）	<0.5	0.6	1.9	0.9	3.6

※ 平成23年度から調査地点を小畔川（白幡神社上流）から小畔川（小畔川橋上流）に、四反田堀（小畔川合流点上流）から小畔川（境橋上流）に変更した。

参考

県内河川主要地点におけるBOD年度平均値の低い地点と改善幅の大きい地点

(1) BOD年度平均値の低い地点

順位	河川名	地 点 名	BOD年度平均値(単位:mg/L)		
			R2	R3	R4
1	荒 川	中津川合流点前	① 0.5	① <0.5	0.5
	入 間 川	給食センター前	⑥ 0.6	⑨ 0.6	0.5
	楓 川	大内沢川合流点前	① 0.5	② 0.5	0.5
	高 麗 川	天神橋	⑥ 0.6	② 0.5	0.5
	黒 目 川	栗原橋	① 0.5	② 0.5	0.5
6	越 辺 川	山吹橋	⑯ 0.7	⑨ 0.6	0.6
	都 幾 川	川北橋	⑥ 0.6	⑨ 0.6	0.6
	高 麗 川	高麗川大橋	① 0.5	② 0.5	0.6
	成 木 川	成木大橋	⑥ 0.6	② 0.5	0.6
	赤 平 川	赤平橋	⑥ 0.6	② 0.5	0.6
	中 津 川	落合橋	① 0.5	② 0.5	0.6
	小 山 川	新元田橋	⑥ 0.6	⑨ 0.6	0.6

※ R3年度以前のBOD年度平均値欄の丸数字は各年度の順位を意味する。

(2) BOD改善幅の大きい地点 (10年前との比較)

順位	河川名	地 点 名	BOD年度平均値(単位:mg/L)		
			H22～24年度 の平均値	R2～4年度の 平均値	改善幅
1	中 川	道橋	9.4	2.8	6.6
2	藤右衛門川	論處橋	6.1	2.7	3.4
3	古 綾 瀬 川	綾瀬川合流点前	5.6	3.2	2.5
	元 小 山 川	新泉橋	4.6	2.1	2.5
5	新 芝 川	山王橋	4.9	2.5	2.3
6	不 老 川	不老橋	3.8	1.6	2.2
7	芝 川	境橋	3.2	1.5	1.7
8	荒 川	笹目橋	4.2	2.6	1.6

※ 改善幅は、H22～24年度の年度平均値の平均値及びR2～4年度の年度平均値の平均値の差で算出した。

3 騒音

騒音は、人の感覚に大きく影響し、日常生活に深くかかわりをもち、その発生源も多種多様です。令和4年度において市に寄せられた騒音に係る相談は18件となっております。

騒音は環境基本法に基づいて「騒音に係る環境基準」、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められており施策の目標となっています。

また、騒音は騒音規制法及び県生活環境保全条例によって規制されており、その事務は規制基準*の設定等基本的な事項を除き市長に委任されています。

騒音規制法では、工場・事業所及び建設作業騒音について規制するとともに、自動車については一定の限度を超えた場合、公安委員会に要請することができる措置を定めています。県生活環境保全条例では、工場・事業所騒音、資材置場における作業騒音、深夜騒音及び拡声器騒音について規制しています。

また、自動車騒音常時監視に関する事務の権限移譲に伴い、平成24年度より自動車騒音常時監視業務を実施しています。

〔表III-3-1、表III-3-2、表III-3-3、表III-3-4
表III-3-5、表III-3-6、表III-3-7、表III-3-8
表III-3-9、図III-3-1〕

表III-3-1 一般地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 第一種低層住居専用地域 地 第二種低層住居専用地域 域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		55 dB以下*	45 dB以下
B 第一種住居地域 地 第二種住居地域 域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		55 dB以下*	45 dB以下
C 近隣商業地域 地 商業地域 域 準工業地域 工業地域		60 dB以下	50 dB以下

* 工業専用地域については適用されない。

表III-3-2 令和4年度自動車騒音測定結果表

調査路線	時間区分	調査結果 (L _{Aeq})	環境基準との比較		要請限度との比較	
首都圏中央連絡 自動車道	昼間	63 dB	○	70 dB	○	75 dB
	夜間	59 dB	○	65 dB	○	70 dB

※1. 環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値」を適用。

2. 表中の記号は次のとおり。 ○：基準を満足 ×：基準を超過

表III-3-3 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有す地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有す地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する地域	65dB 以下	60dB 以下

※車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表III-3-4 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

※幹線交通を担う道路とは高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道をいう。

※近接する空間とは、道路端からの距離が、2 車線以下では 15 m、3 車線以上では 20 m の区間をいう。

※窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

図III-3-1

指定地域の範囲



表III-3-5 航空機騒音の環境基準（指定地域内）

地域の類型	地 域	基 準 値
I	第一種低層住居専用地域	57 dB 以下
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居専用地域	
	第二種住居専用地域	
	準住居地域	
	用途地域の定めのない地域	
II	近隣商業地域	62 dB 以下
	商業・準工業地域	
	工業地域	

※ 工業専用地域及び入間基地の在する地域については適用されない。

表III-3-6 特定工場等・指定騒音工場等に関する規制基準

区域の区分	時間の区分	朝 午前6時 ～ 午前8時	昼 午前8時 ～ 午後7時	夕 午後7時 ～ 午後10時	夜 午後10時 ～ 午前6時
		午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午後10時	午後10時 ～ 午前6時	
第1種	第一種低層住居専用地域				
	第二種低層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
第2種	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域・都市計画地域外 用途地域の指定のない地域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種	近隣商業地域				
	商業地域・準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種	工業地域				
	工業専用地域(一部)	65dB	70dB	65dB	60dB

※ 基準値は、工場・事業場の敷地境界線における値です。

表III-3-7 屋外作業場の規制基準（埼玉県生活環境保全条例）

規制対象地域	県内全域
規制対象作業場	1 廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（150m ² 以上であるもの） 2 自動車駐車場（20台以上駐車できるもの） 3 トラックターミナル
規制基準	特定工場等・指定騒音工場等に関する規制基準と同じ

表III-3-8 特定建設作業に関する音量の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又は、くい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打ち機をアースオガーと併用する作業を除く)					
びょう打機を使用する作業		1号区域 午後7時 (午前7時	1号区域 1日10時間	連続	日曜
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)				6	・
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kw以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	85dB	2号区域 午後10時 (午前6時	2号区域 1日14時間	日間	休日
コンクリートプラント(混練容量0.45m ³)又はアスファルトプラント(混練容量200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)					
バックホウを使用する作業(定格出力80kw以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)					
トラクターショベルを使用する作業(定格出力70kw以上、環境大臣が指定するものを除く)					
ブルドーザーを使用する作業(定格出力40kw以上、ただし環境大臣がしていするものを除く)					

※ 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域外、それ以外の区域で学校、保育所、病院、診療所、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域、工業専用地域

表III-3-9

深夜営業騒音規制の概要

時間帯用途地域	午後10時から翌日の午前6時	午後11時から翌日の午前6時
第1種低層住居専用地域		音響機器の使用禁止
第2種低層住居専用地域		ただし、音響機器から発生する音が営業を行う際、外部に漏れない場合を除く。
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		対象機器
第2種住居地域		カラオケ装置、ステレオセットその他の音声機器、拡声装置、録音再生装置、有線ラジオ放送装置、楽器
準住居地域		
無指定地域		
近隣商業地域		対象営業
準工業地域		飲食店、喫茶店 ボウリング場 パッティングセンター ゴルフ練習場 小売店、公衆浴場
商業地域		
工業地域		
工業専用地域		

4 振動

振動は、騒音や悪臭と同様に感覚公害で、発生源が局所的となっています。また、被害を受けた例からみても、その判断が主観による場合が多いことから、騒音公害に類似した点が多いですが、発生源から離れると被害感覚として支障のない程度に衰退することなどから、相談件数は騒音より少なくなっています。

昭和51年6月10日振動規制法が制定され規制地域が定められました。

表III-4-1 振動規制法に基づく特定工場において発生する振動に係る時間及び区域分ごとの規制基準

区 域	第1種区域	第2種区域
区域区分	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域・都市計画区域外(一部地域) 用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
時間区分		
昼間 午前8時～午後7時	60dB	65dB
夜間 午後7時～午前8時	55dB	60dB

表III-4-2 特定建設業に関する規制基準

特定建設作業の種類	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業時間	作業禁止日
くい打機(もんけん・圧入式を除く)、くい抜機(油圧式を除く)又は、くい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業		1号区域 午後7時～午前7時	1号区域 1日10時間	連続	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		2号区域 午後10時～午前6時	2号区域 1日14時間	6日間	
舗装版破壊機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあって、1日における該当作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	75dB				日曜・休日
ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における該当作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)					

- ※ 1号区域：第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、近隣商業地域、準工業地域、それ以外の区域で学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
- ※ 2号区域：工業地域、工業専用地域

表III-4-3 振動の大きさの例

振動レベル (dB)	40	50	60	70	80	90
人体への影響	常時微動	ほとんど睡眠に影響はない	振動を感じ始める	浅い睡眠に影響がではじめる	深い睡眠にも影響がある 産業職場で振動が気になる(8時間振動にさらされた場合)	人体に生理的影響が生じ始める
気象庁震度階級	人体に感じないで地震計に記録される程度	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震	大勢の人には感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのが分かるくらいの地震	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内水面の動くのが分かる程度の地震	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震	
震度	無感	微震	軽震	弱震	中震	

5 悪臭

悪臭は、感覚的・心理的な被害を与える公害、その不快な臭いにより生活環境を損ないます。令和4年度において市に寄せられた悪臭に係る相談は28件となっています。

悪臭は悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例によって規制されています。

平成18年10月1日から悪臭防止法における規制が、特定悪臭物質の濃度規制から、人間の嗅覚に基づくにおいの強さで規制する臭気指数規制に変わりました。

表III－5－1 悪臭防止法による規制(臭気指数規制)

(1) 敷地境界線上における規制基準

地域区分	基準値
A地域（B・C地域以外の地域）	15
B地域（農業振興地域）	18
C地域（工業地域・工業専用地域）	18

※ 現規制対象は、市内すべての工場・事業所から発生する臭気全体。

参考 臭気指数の目安

カップの真上のコーヒーの香りが「臭気指数20程度」

6 地盤沈下

地盤沈下の実態を把握するため、埼玉県による精密水準測量調査が昭和53年1月1日より実施されています。

地盤沈下による被害は進行がゆっくりであり確認しにくく、一度地盤が沈下すると元に戻らないという特徴があります。また地盤沈下の原因是、主として軟弱地盤地域における地下水の過剰な汲み上げが主な原因となっています。

揚水の規制では当市は、県生活環境保全条例により平成14年4月1日から地下水採取規制の第2種指定地域となり、吐出口の断面積が6cm²を越える揚水施設は届出が必要となっています。

表III-6-1 精密標準測量成果表

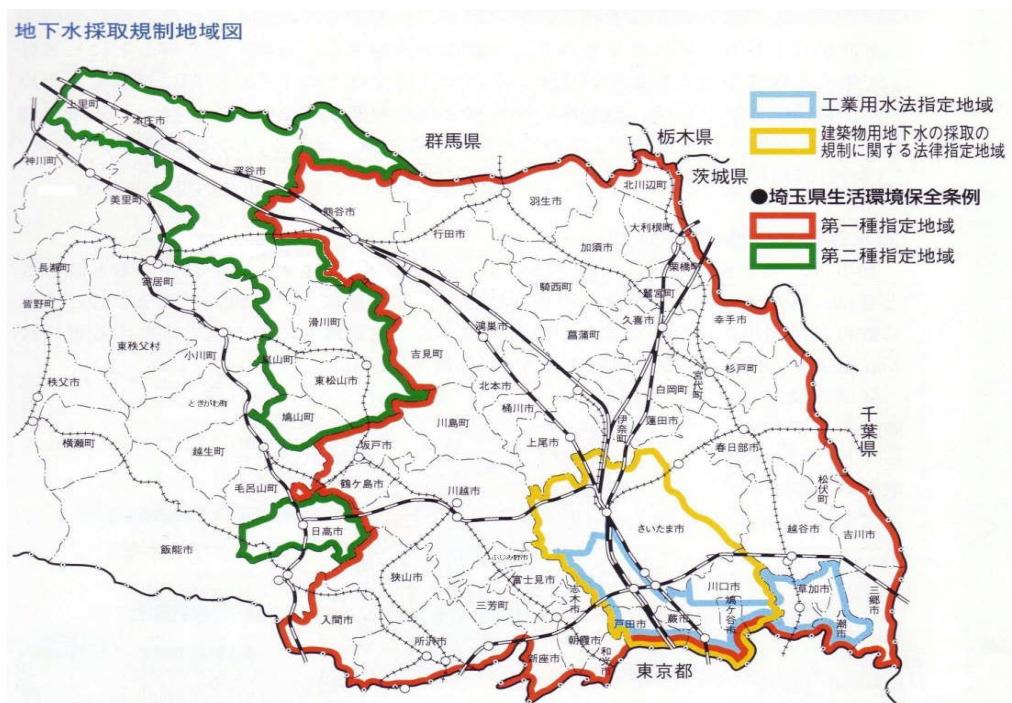
括弧内の数字はその年の真高(単位m)で、東京湾平均海面基準を1とした場合の高さです。

高麗駅入口は平成23年度に仮点新設されました。

「*」は国設置の水準点です。

基 標	調査開始年月日	各 年 别 変 動 量 (mm)					調査開始年からの変動量(mm)
		平成30.1.1 平成31.1.1	平成31.1.1 令和2.1.1	令和2.1.1 令和3.1.1	令和3.1.1 令和4.1.1	令和4.1.1 令和5.1.1	
下鹿山地内 (花藏寺他)	55.1.1	-5.2	+3.9	+3.7	-10.3	+10.8 71.5248m	-56.0
榆木公会堂 (東光寺)	55.1.1	-5.2	+7.0	-1.8	-2.7	+6.5 87.3094m	-33.9
天神橋	19.1.1	-2.9	+3.2	+4.5	-10.9	+17.2 85.5988m	+6.1
高麗川小学校	57.1.1	-6.6	+3.8	+2.8	-9.6	+9.9 73.1694m	-30.6
ローソン 日高高麗店	24.1.1	-1.0	+1.5	+4.2	-10.6	+15.6 107.5996m	-202.1

図III-6-1 地下水採水規制地域図



7 ダイオキシン

平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」において、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（P C D D）及び、ポリ塩化ジベンゾーフラン（P C D F）と共にダイオキシンと似た性質を持つコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーP C B）を加えてダイオキシン類と定義されています。

ダイオキシン類は、動物実験により強い急性毒性をもつことが明らかにされているほか、人に対する発ガン性や催奇形性*が疑われています。ダイオキシン類は、焼却化学物質製造の過程等で非意図的に生成し、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境に排出されます。

日高市では、平成9年度から平成18年度までダイオキシン類による環境への影響を把握するため大気中のダイオキシン類を測定しました。（表III-7-1）なお、環境基準は大気環境基準を年平均値として1m³当たり0.6pg*-TEQ*/m³以下と、土壤環境基準値を1g当たり1,000pg-TEQ/g、水質環境基準を1ℓ当たり1pg-TEQ/ℓ以下と定めています。日高市を含め、県内の数値は基準を大幅に下回った状態で推移していることから、平成19年度より県調査のみの実施に変更となりました。

表III-7-1 環境大気中のダイオキシン類の測定結果

調査地点	日高市役所	高麗公民館	高麗川南公民館	日高市浄化センター	高萩北公民館	(単位 pg - TEQ / m ³) (高麗川南公民館 県調査)
測定実施日						
平成17年度(夏季)H17.7.28~8.4	0.041					0.037
平成17年度(冬季)H18.1.19~1.26	0.037					
平成18年度(冬季)H18.1.9~1.16	0.055					0.029
平成19年度	0.055					0.032
平成20年度						0.033
平成21年度						0.025
平成22年度						0.024
平成23年度						0.022
平成24年度						0.022
平成25年度						0.018
平成26年度						0.016
平成27年度						0.024
平成28年度						0.013
平成29年度						0.022
平成30年度						0.019
令和元年度						0.012
令和2年度						0.012
令和3年度						0.0093
令和4年度						0.0098

* 平成17年度は測定箇所1箇所で7日間試料採取による測定

* 平成18年度は年1回実施

* 平成19年度より県調査のみ実施

* 県調査は年4回調査した平均値

8 公害苦情

公害苦情の種類別受理状況

令和4年度の公害苦情受理件数は、全体で39件となっています。

(令和5年3月31日現在、表III-8-1)

その内訳は、騒音に対する苦情の割合が高く、次いで、大気汚染（焼却の煙に対するもの）、悪臭、振動となっています。

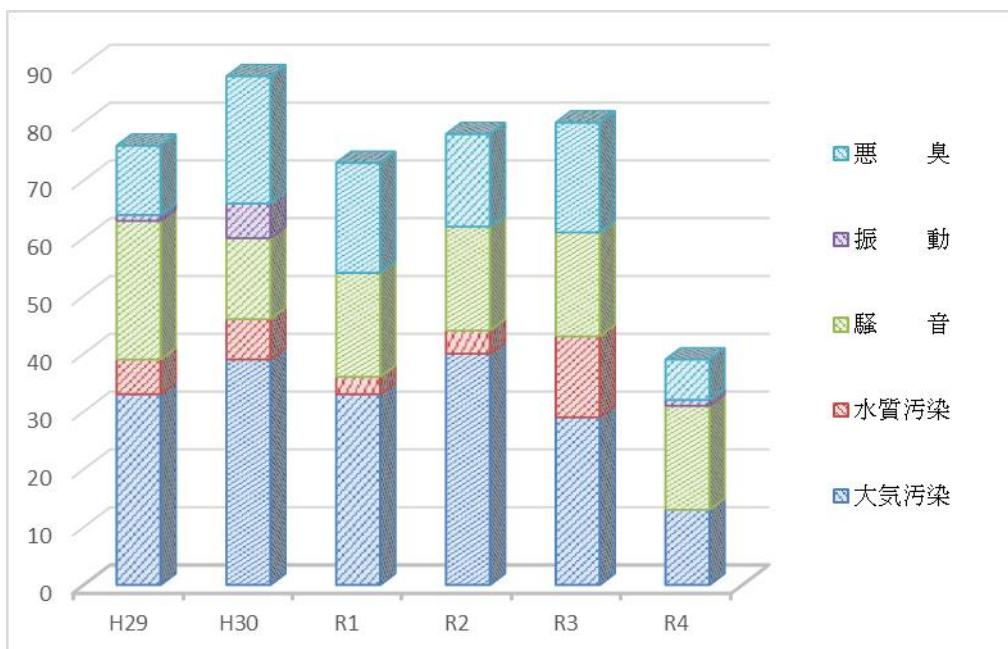
騒音については、工場音に限らず生活環境音など、多種多様です。

表III-8-1

種類		受理件数					
年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
典型 7 公 害	大気汚染	39	33	40	29	40	13
	水質汚染	7	3	4	14	4	0
	土壤汚染	0	0	0	0	0	0
	騒音	14	18	18	18	18	18
	振動	6	0	0	0	0	1
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0
	悪臭	22	19	16	19	16	7
合計		76	88	73	78	80	39

図III-8-1 公害苦情の推移

件



IV 廃棄物処理

1 ごみ処理

家庭から出されるごみは、可燃ごみ、ビン・カン、ペットボトル、粗大・金属ごみ、有害ごみ、古紙・古布（一部地域を除く）の6分別により収集し、再資源化や適正処理を推進しています。

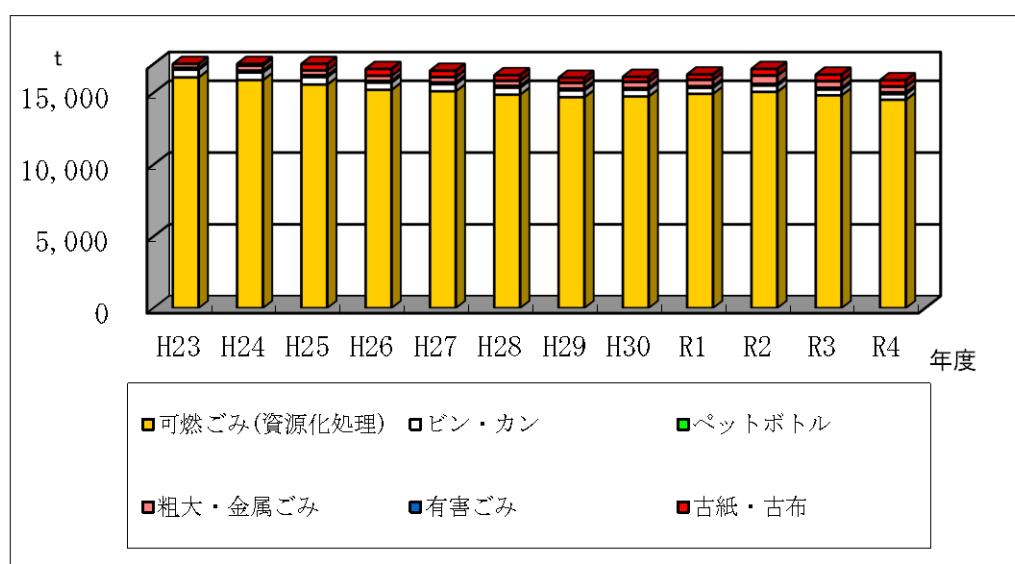
ごみ搬入量状況表

表IV－1－1

(単位: t)

年度	可燃ごみ(資源化処理)	ビン・カン	ペットボトル	粗大・金属ごみ	有害ごみ	古紙・古布	年度合計
H23	16,066	537	134	274	25	449	17,485
H24	15,879	527	139	335	22	410	17,312
H25	15,569	515	141	322	21	436	17,004
H26	15,200	500	133	343	18	456	16,650
H27	15,102	489	134	352	30	420	16,527
H28	14,865	483	132	344	30	361	16,215
H29	14,687	475	130	388	33	323	16,036
H30	14,742	465	124	413	34	325	16,103
R1	14,923	413	122	429	31	349	16,267
R2	15,060	436	127	560	37	432	16,652
R3	14,818	399	133	441	33	433	16,257
R4	14,511	385	134	381	32	425	15,868

図IV－1－1



2 ごみの減量化

① 集団資源回収促進事業

資源の再生利用の促進、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的として、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再生利用できる古紙や古布などの資源を回収する自治会や子ども会などの団体に対し、日高市集団資源回収奨励報償金を交付しています。

集団資源回収実績
(単位: t)

表IV-2-1

年度	古紙類	牛乳パック	繊維類	金属類	ビン	合計	登録団体数
H23	1,516	12	96	41	7	1,672	150
H24	1,509	12	91	51	7	1,670	78
H25	1,529	13	89	49	7	1,687	79
H26	1,524	13	87	53	7	1,684	81
H27	1,443	14	89	47	6	1,599	80
H28	1,327	14	82	47	7	1,477	77
H29	1,277	13	81	50	7	1,428	78
H30	1,212	13	75	46	7	1,353	78
R1	1,119	12	74	48	8	1,261	79
R2	935	14	37	38	5	1,029	80
R3	825	13	22	35	6	901	79
R4	985	13	41	31	5	1,075	78

② 生ごみ処理容器等設置推進事業

家庭から発生する生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ処理容器等を設置した方に対して、補助金を交付しています。

なお、生ごみ処理容器には、コンポスト容器、EM容器及び電気式生ごみ処理機があります。

生ごみ処理容器等設置状況

表IV-2-2

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込件数(件)	47	52	46	28	34	27	21	39	29	25	25	34
設置基数(基)	54	56	51	32	39	30	21	39	29	25	25	34

生ごみ処理容器

コンポスト容器



EM容器



電気式生ごみ処理機



3 し尿処理

し尿は、下水道、コミュニティプラント、浄化槽、汲み取りなどの方法で処理されています。

汲み取ったし尿や浄化槽汚泥は、入間西部衛生組合清掃センターへ搬入され、それぞれ処理されます。

し尿処理状況

表IV-3-1

(単位：人)

年度	人口	下水道	コミュニティプラント	浄化槽	汲み取り	農業集落排水
H23	57,766	30,945	8,295	16,988	995	579
H24	57,626	32,414	8,151	15,514	971	576
H25	57,502	32,486	8,074	15,412	947	583
H26	57,165	32,493	7,927	15,325	837	583
H27	56,852	33,265	7,806	15,177	763	559
H28	56,497	34,003	7,643	14,311	697	550
H29	56,244	34,142	—	21,621	626	533
H30	55,933	34,742	—	13,345	622	559
R1	55,590	31,814	—	15,619	594	313
R2	55,408	32,140	—	22,661	298	309
R3	54,791	39,847	—	14,208	292	295
R4	54,557	34,711	—	14,330	293	287

※ コミュニティプラント：武藏台・横手台地区

(平成28年度まで、平成29年度から浄化槽で計上)

※ 農業集落排水：大谷沢地区の一部

V 自然保護

本市は西に県立奥武蔵自然公園を有し、日和田山・巾着田をはじめ豊かな自然に恵まれています。しかし、近年の都市化の進展に伴いこの自然が減少しつつあります。

人々の心に潤いを与える貴重な財産として、緑地を保全し、この貴重な自然を次世代に引き継ぐために、多くの人々が自然に触れ、その大切さを十分認識してもらえるような自然保护思想の普及啓発を進めていく必要があります。

1 緑の保全

① 緑の基金

市内に残る貴重な自然環境の保全に要する経費の財源に充てるため「日高市緑の基金」が設置されています。

令和4年度末現在高 21,306,725円

② ふるさとの森の指定(第1号地) ※市が取得した面積 約23ha

日高市環境保全条例の規定に基づき、日高市ふるさとの森第1号地として指定しました。(図V-1)

また、平成27年4月に日和田山山頂付近4,455m²を新たに取得し、ふるさとの森第1号地に追加指定しました。

指定の年月日 平成10年10月1日

指定の期間 平成30年10月1日から令和10年9月30日まで

指定の場所 日高市大字高麗本郷字釜土304番地 外14筆
(日和田山の一部山林・奥武蔵自然歩道の西側)

指定の面積 232,704 m²

③ ふるさとの森の指定(第2号地)

日高市環境保全条例の規定に基づき、日高市ふるさとの森第2号地として指定しました。 (図V-1)

指定の年月日 令和3年10月1日

指定の期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで

指定の場所 日高市大字清流324番2 外8筆
(高指山頂上付近の広場)

指定の面積 20, 937 m²

④ 野生動植物保護区の指定

市内に生息し、希少または貴重と認められる野生の動植物を保護するため、保護区を指定しました。 (図V-1)

指定の動植物 カワセミ

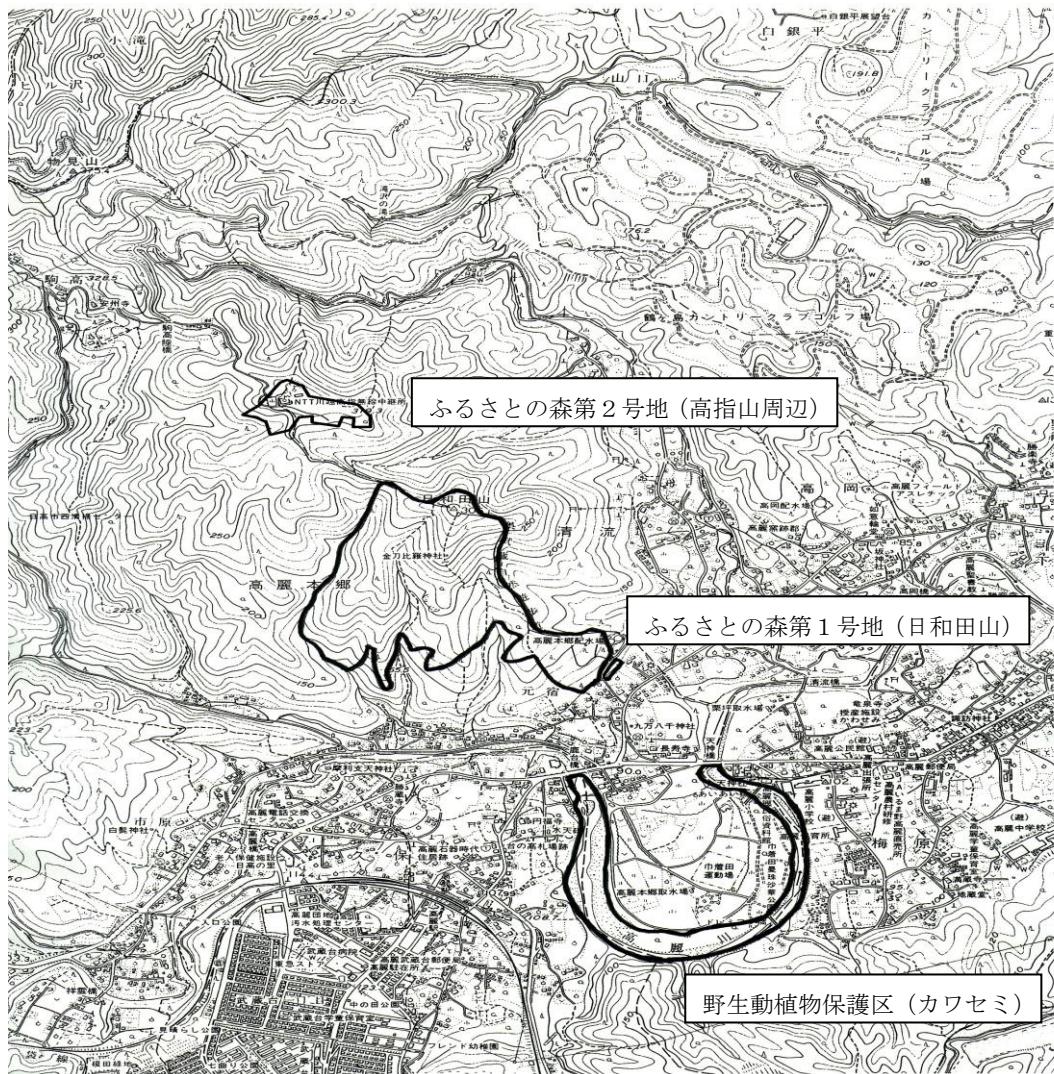
指定の年月日 平成12年10月1日

指定の期間 平成22年10月1日から令和12年9月30日まで
(10年間延長を2回)

指定の場所 高麗川の鹿台橋から天神橋間約1.6kmの河川区域

指定の面積 約83, 400 m²

図V-1 ふるさとの森第1号地、第2号地、野生動植物保護区指定場所



⑤ 特定外来生物の捕獲

日本古来の野生動物の保護及び自然体系の保全を図ることを目的に特定外来生物(アライグマ)の捕獲を実施しました。

平成28年度実績	172頭
平成29年度実績	133頭
平成30年度実績	150頭
令和元年度実績	173頭
令和2年度実績	167頭
令和3年度実績	233頭
令和4年度実績	232頭

2 自然観察会

① 自然観察会

平成8年度から巾着田・日和田山などの自然に恵まれた場所を中心に、季節ごとにテーマを決めて野鳥・植物・昆虫等の観察会を開催しています。

(令和4年度)

開催日	テーマ・内容	参加人数(人)
5/21(日)	身近な有毒植物を知ろう －巾着田周辺の有毒植物を観察します－	13
6/18(日)	水生生物・昆虫観察 －巾着田周辺と水路の水生生物と昆虫を観察します－	14
8/4(金)	ひ・まわり探検隊 －古民家周辺の夏の昆虫を観察します－	20
10/29(日)	木の実で遊び道具を作ろう －巾着田外周道路で木の実を拾い遊び道具を作成します－	中止
12/17(日)	里地歩きとバードウォッキング －小畔川周辺の野鳥を観察します－	13
合 計		60

VI あき地の環境保全

1 概要

あき地に繁茂した雑草は、害虫の発生、不法投棄、犯罪の誘発、枯草となって火災の原因となるなど、住みよい環境づくりに好ましくないため、市では昭和48年6月1日に「あき地の環境保全に関する条例」を施行し、所有者等が雑草を除去できない場合は、市に委託料を納入していただき地域の団体等に雑草等除去委託を行っています。

2 雜草除去の状況

あき地の雑草等除去処理実績表

表VI-2-1

年 度	件 数	面 積(m ²)
H23	23	4,877
H24	22	4,674
H25	23	4,756
H26	25	4,796
H27	22	4,337
H28	20	3,985
H29	20	4,093
H30	16	3,107
R 1	16	3,261
R 2	16	3,261
R 3	13	2,719
R 4	13	2,719



市が委託を受け雑草除去したあき地

用語解説

※本文中、術語の右肩に＊印が付してある語を収録しています。

【あ行】

アンモニア性窒素…アンモニア及びアンモニウム塩に含まれる窒素のことです。排水や土壤中の有機窒素化合物は硝化菌などによって分解されて、アンモニウム塩を生成することから、これらの汚染度の指標となっています。

硫黄酸化物(SO_x)…二酸化硫黄(SO₂)と三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミストなどをまとめた硫黄の酸化物の総称で大気汚染や酸性雨の原因となります。二酸化硫黄は腐敗した卵に似た刺激臭を発し、化石燃料を燃焼するときなどに大気中に排出されます。三酸化硫黄は二酸化硫黄がさらに酸化したもので、水と結合すると硫酸ミストになります。

一次汚染物質…工場からの排煙、自動車の排ガスなど、人間活動から直接的に発生する汚染物質を言います。

一酸化炭素(CO)…燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の210倍あるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至ります。

オゾン(O₃)…青刈乾草または生臭いにおいの気体で、自然大気中には0.001ppm程度常在しています。濃厚なガスは青色をしていて、正常者は0.005ppm以上で臭気を感じますが、2ppm以上では嗅覚障害を起こし感じなくなります。

【か行】

環境基準…環境基本法により定められている大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・騒音から人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

カドミウム(Cd)…電気めつき・顔料・蓄電池極板・合金などに用いられる物質で、公害疾患「イタイイタイ病」の原因として知られています。

規制基準…事業者等が遵守すべきもので、これ以上超えてはならないという基準です。

光化学反応…物質が紫外線や可視光線などによって起こす化学反応のことです。

【さ行】

催奇形性…生物に作用し胎児や新生児に奇形を発生させる可能性のことです。

ジクロロメタン…金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使われる。吸引すると吐き気、めまい、だるさ、さらに手足のしびれ、麻酔状態に陥る場合があります。

水素イオン濃度(pH)…水が酸性かアルカリ性かを知る指標で、7が中性、それより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性を表します。

生物化学的酸素要求量(BOD)…水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量です。数値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

全シアン…シアン化水素、シアン化物イオン、金属シアノ錯体、有機シアン化合物などを指します。人体影響が非常に高く、呼吸困難などを引き起こします。

【た行】

大腸菌群数…人畜の腸内に寄生する細菌のいくつかの属、種類が含まれたものでこれが多いと他の有害細菌が多くなる疑いがあります。

炭化水素(HC)…炭素と水素からなる化合物の総称で、環境大気中の炭化水素は、光化学オキシダント生成の原因物質となります。塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングなどに使われる溶剤や、自動車の排出ガスなどに含まれます。

窒素酸化物(NO_x)…主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)をまとめていることが多く、通称ノックス(NO_x)とも言います。大気汚染や酸性雨の原因となり、また光化学スモッグの原因ともなります。そのほとんどは高温燃焼時、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生初期はNOですが、大気中の酸素によって徐々にNO₂に酸化されます。

T EQ(毒性等量)…ダイオキシンの種類によって毒性が大きく異なるため、毒性を評価するときは2, 3, 7, 8-T C D Dの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価したものです。

デシベル(dB)…騒音は聴覚補正した音圧レベルを騒音計により測定して得られた値、振動は感覚補正した振動加速度レベルを振動レベル計により測定して得られた値です。

テトラクロロエチレン…ドライクリーニング、半導体工場用などに広く利用されている物質です。吸引した場合、めまい・頭痛などがみられます。

トリクロロエチレン…主に金属機械部品などの脱脂洗浄、有機合成中間体、麻酔剤などに用いられます。ハイテク工場などから排出され、地下水から検出されることがあります。最小致死量（経口）は857 mg/kg、最小中毒濃度（吸入）は110 ppm・8時間となっています。

【な行】

n g(ナノグラム)…10億分の1グラムのことです。

二次汚染物質…一次汚染物質が大気の物理的、化学的影响で変化したものと言います。

【は行】

ばい煙…燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質などで、大気汚染防止法において定義されています。

p g(ピコグラム)…1兆分の1グラムのことです。

p pm…百万分の一を表す濃度の単位で、例えば1 m³の空気中に1 cm³の窒素酸化物が含まれている場合、窒素酸化物濃度を1 ppmと言います。

浮遊粒子状物質(SPM) …大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\text{ }\mu$ (ミクロン)m以下のものをいいます。発生原因としては主に自動車の走行、工場などの事業活動に伴い発生するほか、風などの自然現象によるものがあります。人の気道、肺胞に沈着し、健康上有害な影響を与えます。

浮遊物質量(SS) …水中に浮遊している物質の量のことです、プランクトン・生物の死骸やその破片・排泄物・泥粒及び人工的汚染物質などからなります。数値が大きいほど透明性が悪いことを示します。

ベンゼン(C₆H₆) …無色透明の水より軽い液体で、特有の臭気があります。染料・溶剤・合成ゴム・合成皮革などの製造原料に使われるほか、ガソリン中にも含まれていて、自動車排出ガスなどからも検出されます。

【ま行】

μg (マイクログラム) …百万分の1グラムのことです。

【や行】

溶存酸素量(DO) …水中に溶けこんでいる酸素量のことです。数値が大きいほど水がきれいといえます。

日高クリーン宣言

きれいなまち日高、住みよい日高は一人ひとりの心
がけ。

みどり豊かな環境を、みんなの力で守りましょう。

いま、ここに日高クリーン宣言をします。

- 1 みんなで協力し自然があふれる日高市にしよう
- 1 自分のゴミは、自分で持って帰ります
- 1 カワセミが、ずっと日高市に残るようにしよう
- 1 ポイすてしても大丈夫と思う気持ちを捨てましょう

平成23年11月12日

編集・発行
(令和6年3月)

日高市市民生活部環境課

〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地

電話番号 042-989-2111 (代)